

2026年5月12日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
(コード番号 6197 東証プライム)
問合わせ先 執行役員 管理本部長 横田 諭
(TEL. 03-6890-8904)

**MP-2605 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

MP-2605 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が2026年3月25日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2026年5月11日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本公開買付けの結果、2026年5月18日(本公開買付けの決済の開始日)付で当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社ソラスト(証券コード:6197)の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限(26,115,700株)以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1)異動予定年月日

2026年5月18日(本公開買付けの決済の開始日)

(2)異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 48,373,328 株の応募があり、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限(26,115,700株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年5月18日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である MP-2604 株式会社(以下「公開買付者親会社」といいます。)、公開買付者親会社の親会社である MP-2603 株式会社(以下「公開買付者祖父母会社」といいます。)も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の筆頭株主である大東建託株式会社(以下「大東建託」といいます。)は、本公開買付けの決済が行われた場合には、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1)新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	MP-2605 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野田 亨
(4) 事 業 内 容	1. 経営コンサルティング業務 2. 有価証券の取得、保有及び売買 3. 前各号に付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	50,000 円(2026 年3月 24 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2026 年2月 10 日
(7) 大株主及び持株比率	MP-2604 株式会社 100.00%
(8) 公開買付者と当社の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社との間には記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である野田亨氏(以下「野田氏」といいます。)は、本野田氏保有譲渡制限付株式(注1)として所有する 92,465 株及び当社の役員持株会を通じて間接的に所有する 24,655 株をあわせて当社株式を 117,120 株(所有割合(注2):0.13%)所有しております。
人 的 関 係	当社の代表取締役社長 CEO である野田氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注1)「本野田氏保有譲渡制限付株式」とは、2026 年4月9日付で野田氏が所有する、譲渡制限付株式報酬として野田氏に付与された当社の譲渡制限付株式 92,465 株をいいます。

(注2)「所有割合」とは、当社が 2026 年4月 15 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された 2026 年 3月 31 日現在の当社の発行済株式総数(94,741,793 株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,191,169 株)を控除した株式数(90,550,624 株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(2)新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	MP-2604 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野中 多聞
(4) 事 業 内 容	1. 経営コンサルティング業務 2. 有価証券の取得、保有及び売買 3. 前各号に付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	50,000 円(2026 年3月 24 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2026 年2月 10 日
(7) 大株主及び持株比率	MP-2603 株式会社 100.00%
(8) 公開買付者親会社と当社の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(3)新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	MP-2603 株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 野中 多聞
(4) 事 業 内 容	1. 経営コンサルティング業務 2. 有価証券の取得、保有及び売買 3. 前各号に付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金	50,000 円(2026 年3月 24 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2026 年2月 10 日
(7) 大株主及び持株比率	MBK ファンド:99.99%(注3)(注4) 野田氏:0.01%
(8) 公開買付者祖父母会社と当社の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注3)MBK ファンドは、MBK パートナーズ又はその関係会社がサービスを提供するファンドの1つをいいます。

(注4) 公開買付者祖父母会社に係る MBK ファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に 100.00%となりますが、便宜上 99.99%と表記しております。

(4)主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	大東建託株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 竹内 啓
(4) 事 業 内 容	建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、及びガス供給等の関連事業
(5) 資 本 金	29,060 百万円(2026 年3月 31 日現在)

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1)MP-2605 株式会社(公開買付者)

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注)、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	—	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	第1位

(注) 「議決権所有割合」とは、本基準株式数(90,550,624 株)に係る議決権の数(905,506 個)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下「議決権所有割合」の計算において同じです。

(2)MP-2604 株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	—

(3)MP-2603 株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の間 接保有)	—	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	483,733 個 (53.42%、 48,373,328 株)	—

(4)大東建託株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主であ る筆頭株主	318,051 個 (35.12%、 31,805,100 株)	—	318,051 個 (35.12%、 31,805,100 株)	第1位
異動後	主要株主	318,051 個 (35.12%、 31,805,100 株)	—	318,051 個 (35.12%、 31,805,100 株)	第2位

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本公開買付けの結果、公開買付者、公開買付者親会社及び公開買付者祖父母会社は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式 48,373,328 株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役、執行役員及び従業員持株会に付与された当社の譲渡制限付株式を含み、当社が所有する自己株式、大東建託が所有する当社株式及び当社の従業員持株会が所有する当社株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社が 2026 年 3 月 24 日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(2026 年 4 月 9 日に公表した「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含みます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者、大東建託及び当社の従業員持株会のみとするを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

(参考)2026年5月12日付「株式会社ソラスト(証券コード:6197)の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(別添)

各位

会社名 MP-2605 株式会社
 代表者名 代表取締役 野田 亨

株式会社ソラスト（証券コード：6197）の普通株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

MP-2605 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年3月24日、株式会社ソラスト（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、証券コード：6197、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式、大東建託株式会社（以下「大東建託」といいます。）が所有する対象者株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）及び対象者の従業員をその会員とする従業員持株会（以下「対象者従業員持株会」といいます。）が所有する対象者株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年3月25日より本公開買付けを実施していましたが、2026年5月11日をもって本公開買付けが終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 MP-2605 株式会社
 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号

(2) 対象者の名称 株式会社ソラスト

(3) 買付け等に係る株券等の種類 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	56,424,284 (株)	26,115,700 (株)	— (株)
合計	56,424,284 (株)	26,115,700 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（26,115,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,115,700株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(56,424,284株)を記載しております。当該最大数は、対象者が2026年4月15日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(94,741,793株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(4,191,169株)、従業員持株会保有株式(2,321,240株)及び不応募合意株式(31,805,100株)を控除した株式数(56,424,284株)を記載しております。

(5) 買付け等の期間

①買付け等の期間

2026年3月25日(水曜日)から2026年5月11日(月曜日)まで(30営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,119円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,115,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(48,373,328株)が買付予定数の下限(26,115,700株)以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2026年5月12日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	48,373,328(株)	48,373,328(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	48,373,328	48,373,328
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券	342,434個	(買付け等前における株券等所有割合)

等に係る議決権の数		37.82%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	483,733 個	(買付け等後における株券等所有割合 53.42%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	342,434 個	(買付け等後における株券等所有割合 37.82%)
対象者の総株主の議決権の数	917,863 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年11月13日に提出した「第58期 半期報告書」に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2026年4月15日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（94,741,793株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,191,169株）を控除した株式数（90,550,624株）に係る議決権数である905,506個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

- ② 決済の開始日
2026年5月18日（月曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法によ

り交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者、大東建託及び対象者従業員持株会のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

MP-2605 株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の役員並びに関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。